



福岡医発第 209 号 (地)
令和 4 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局難病対策課より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

今般、厚生労働省において、小児慢性特定疾病対策に係る通知が別添新旧対照表のとおり一部改正され、令和 4 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

主な改正内容は、指定医の指定医に係る申請書の提出先について、これまで複数の医療機関に勤務する場合であって、その勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出することとされておりましたが、令和 4 年 4 月 1 日より主たる勤務地の都道府県知事等への提出に一元化されました。その他、性別記載欄の廃止、成年年齢の引き下げに伴う諸般の改正が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、併せて、東京都中野区及び板橋区が児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の政令で定める児童相談所設置市に制定されること等に伴い、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」(平成 26 年 11 月 20 日付雇児母発 1120 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)についても一部改正されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和4年3月29日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡辺 弘司

(公印省略)

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」及び「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る
公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

令和4年4月1日より東京都中野区、令和4年7月1日より東京都板橋区が、児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める児童相談所設置市に制定されること等に伴い、小児慢性特定疾病対策に係る通知が一部改正され、厚生労働省より各都道府県等宛て発出されるとともに本会へも周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

同区には新たな指定医番号、公費負担者番号及び受給者番号が設定され、それぞれ同日より小児慢性特定疾病医療支援に係る事務を同区が行うこととなるため、同区に勤務されている医師及び所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先が変更となります。

また、指定医の指定に係る申請書の提出先について、これまで複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出することとされておりましたが、令和4年4月1日より主たる勤務地の都道府県知事等への提出に一元化されました。その他、性別記載欄の廃止、成年年齢の引き下げに伴う諸般の改正が行われており、詳細につきましては別添新旧対照表をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について
- ・「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 17 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

平素より厚生労働行政につきまして種々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）に係る指定医番号の設定については、「小児慢性特定疾病指定医の指定について」（平成 26 年 12 月 11 日付け雇児母発 1211 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により通知しているところですが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日（板橋区については令和 4 年 7 月 1 日）より適用することとなりました。

また、児童福祉法施行令の一部改正に伴い、東京都が行っている上記給付については令和 4 年 4 月 1 日より中野区が、令和 4 年 7 月 1 日より板橋区が実施することとなります。

つきましては、同区の指定医番号を新たに設定し、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知いたしましたので、この件につき御了知の上、関係機関に御周知下さいますようお願い申し上げます。

健 難 発 0317 第 1 号
令 和 4 年 3 月 17 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中		核	市
児童相談所設置市			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について

小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）に係る指定医の指定に係る手続きについては、「小児慢性特定疾病指定医の指定について」（平成 26 年 12 月 11 日付け雇児母発 1211 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）の別紙「児童福祉法第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」により通知しているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日（板橋区については令和 4 年 7 月 1 日）より適用とすることとしたので、御了知の上、関係機関への周知を図りたい。

小児慢性特定疾病指定医の指定について 一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（都道府県知事、指定都市市長、中核市市長<u>及び同法第59条の4第1項の政令で定める市長(特別区長を含む。)</u>の定める医師）の指定に係る手続きについて、別紙のとおり事務取扱要領を作成したので、これを参考として、小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定及び指定医の指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれては当該指定事務につき遺漏なきよう努めるとともに、医師等の関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。 （略） 別紙 児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領 （略） 第1 小慢指定医の職務等 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条<u>第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第7条の13第1項】 2 （略）	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（都道府県知事、指定都市市長<u>又は</u>、中核市市長の定める医師）の指定に係る手続きについて、別紙のとおり事務取扱要領を作成したので、これを参考として、小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定及び指定医の指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれては当該指定事務につき遺漏なきよう努めるとともに、医師等の関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。 （略） 別紙 児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領 （略） 第1 小慢指定医の職務等 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条<u>第2項</u>に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第7条の13第1項】 2 （略）

第2 小慢指定医の要件

1 (略)

① (略)

② 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び法第59条の4第1項の政令で定める市長（特別区長を含む。）（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

2～3 (略)

4 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、実際には、都道府県、指定都市、中核市及び法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）を実施主体とし、必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする都道府県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。

また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。

なお、⑦については、小慢指定医は、法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関においてその職務に従事することが多いと考えられることから、研修に盛り込むものである。

①～⑦ (略)

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

(1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げ

第2 小慢指定医の要件

1 (略)

① (略)

② 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市長（特別区長を含む。）（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

2～3 (略)

4 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、実際には、都道府県、指定都市、中核市及び児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）を実施主体とし、必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする都道府県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。

また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。

なお、⑦については、小慢指定医は、法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関においてその職務に従事することが多いと考えられることから、研修に盛り込むものである。

①～⑦ (略)

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

(1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げ

げる書類を添付して、主たる勤務地（当該医師が主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）の都道府県知事等に提出すること。

ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を求めなくてもよいこと。【規則第7条の11】

なお、指定申請書の記載事項である主たる勤務先の医療機関以外に勤務することのある医療機関については、申請を行うおうとする者の可能な範囲で記載すること。

① ～④（略）

2（略）

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

（1） 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。【規則第7条の17第1号】

① 医師氏名

② 診療に主に従事する医療機関の名称及び所在地

③ 診療に主に従事する医療機関において担当する診療科名

④ 指定年月日及び指定有効期間

（2）～（5）（略）

2（略）

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

る書類を添付して、勤務地（当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）の都道府県知事等に提出すること。ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を求めなくてもよいこと。【規則第7条の11】

また、複数の医療機関に勤務する場合であってその勤務地の都道府県等が異なる場合には、各々の都道府県知事等に提出が必要であること。

なお、指定申請書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関については、すべて記載すること。

① ～④（略）

2（略）

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

（1） 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。【規則第7条の17第1号】

① 医師氏名

② 診療に従事する医療機関の名称及び所在地

③ 診療に従事する医療機関において担当する診療科名

④ 指定年月日及び指定有効期間

（2）～（5）（略）

2（略）

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

(1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」(様式4号)に指定通知書を添えて、その指定をした都道府県知事等に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた都道府県知事等は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

- ① 氏名
- ② 居住地
- ③ 連絡先
- ④ 医籍の登録番号及び登録年月日
- ⑤ 担当する診療科名
- ⑥ 主として医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

(2) (略)

第6～第9 (略)

別表1 (略)

別表2 (略)

(参考)

都道府県番号 (2桁)	指定区分 (2桁)	管理番号 (6桁)
(略)	(略)	(略)

(1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」(様式4号)に指定通知書を添えて、その指定をした都道府県知事等に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた都道府県知事等は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

- ① 氏名
- ② 居住地
- ③ 連絡先
- ④ 医籍の登録番号及び登録年月日
- ⑤ 担当する診療科名
- ⑥ 医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

(2) (略)

第6～第9 (略)

別表1 (略)

別表2 (略)

(参考)

都道府県番号 (2桁)	指定区分 (2桁)	管理番号 (6桁)
(略)	(略)	(略)

自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号		自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号	
(略)					(略)				
東京都	13	01 or 02	1	00001～99999	東京都	13	01 or 02	1	00001～99999
八王子市	13	01 or 02	2	00001～99999	八王子市	13	01 or 02	2	00001～99999
世田谷区	13	01 or 02	3	00001～99999	世田谷区	13	01 or 02	3	00001～99999
江戸川区	13	01 or 02	4	00001～99999	江戸川区	13	01 or 02	4	00001～99999
荒川区	13	01 or 02	5	00001～99999	荒川区	13	01 or 02	5	00001～99999
港区	13	01 or 02	6	00001～99999	港区	13	01 or 02	6	00001～99999
<u>中野区</u>	<u>13</u>	<u>01 or 02</u>	<u>7</u>	<u>00001～99999</u>	<u>(新設)</u>				
<u>板橋区</u>	<u>13</u>	<u>01 or 02</u>	<u>8</u>	<u>00001～99999</u>	<u>(新設)</u>				
(略)					(略)				

様式第 1 号

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 指 定 申 請 書

年 月 日

知事（市区長） 殿

氏 名

〒
住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生 年 月 日		年 月 日			
医籍登録番号			医 籍 登録年月日	年 月 日	
い ず れ か ② を の	①	専門医の 名 称		専門医の 認定機関	
	②	研 修 の 名 称		研 修 了 日	
				専門医の有効期間	年 月 日迄
					年 月 日

※上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。

主 勤 務 医 療 機 関 （※）	医 療 機 関 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診 療 科	

※小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

1. 経歴書（様式2号）

2. 医師免許証の写し

3. 専門医に認定されていることを証明する書面の写し又は指定医育成研修の修了を証明する書面の写し

（裏面に続く）

様式第 1 号

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 指 定 申 請 書

年 月 日

知事（市区長） 殿

氏 名

〒
住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生 年 月 日		年 月 日		性 別	男 ・ 女	
医籍登録番号			医 籍 登録年月日	年 月 日		
い ず れ か ② を の	①	専門医の 名 称		専門医の 認定機関		専門医の有効期間
	②	研 修 の 名 称		研 修 了 日		
					年 月 日迄	
					年 月 日	

※上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。

主 勤 務 医 療 機 関 （※）	医 療 機 関 名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 す る 診 療 科	

※小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

1. 経歴書（様式2号）

2. 医師免許証の写し

3. 専門医に認定されていることを証明する書面の写し又は指定医育成研修の修了を証明する書面の写し

（裏面に続く）

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。（申請先の都道府県、指定都市、中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）に所在する医療機関に限る。）

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

様式第 2 号

経 歴 書		
※ 5 年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。		
知事（市区長） 殿		生 年 月 日現在
氏 名		年 月 日
診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
自 年 月		
至 年 月		
合 計 期 間		計 年 か月

様式第 2 号

経 歴 書			
※ 5 年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。			
知事（市区長） 殿		性 別	生 年 月 日現在
氏 名		男 ・ 女	年 月 日
診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名	
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
合 計 期 間		計 年 か月	

様式第 3 号 (略)
様式第 4 号
(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関の変更等

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	

様式第 3 号 (略)
様式第 4 号
(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関に変更があれば記載してください。（申請先の都道府県、指定都市、中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）に所在する医療機関に限る。）

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担 当 する 診 療 科	

様式第 5 号
(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関の変更等

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

様式第 6 号 (略)

様式第 5 号
(裏面)

○表面の勤務先以外の医療機関に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関に変更があれば記載してください。（申請先の都道府県、指定都市、中核市又は児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）に所在する医療機関に限る。）

1	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	担当する診療科	

様式第 6 号 (略)

(改正後全文)

雇児母発1211第2号

平成26年12月11日

[改正経過]

第1次改正	平成27年11月18日	健難発1118第2号
第2次改正	平成28年3月31日	健難発0331第4号
第3次改正	平成28年12月13日	健難発1213第2号
第4次改正	平成29年12月22日	健難発1222第1号
第5次改正	平成31年3月5日	健難発0305第1号
第6次改正	平成31年4月22日	健難発0422第1号
第7次改正	令和2年3月4日	健難発0304第1号
第8次改正	令和3年3月10日	健難発0310第2号
第9次改正	令和4年3月17日	健難発0317第1号

各 { 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病指定医の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び同法第59条の4第1項の政令で定める市長（特別区長を含む。）の定める医師）の指定に係る手続きについて、別紙のとおり事務取扱要領を作成したので、これを参考として、小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の適正な支給認定及び指定医の指定事務の円滑かつ適正な運営を期するため、貴職におかれては当該指定事務につき遺漏なきよう努めるとともに、医師等の関係者及び関係団体に対する周知方につき配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定については、法及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

第1 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第7条の13第1項】
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。【規則第7条の13第2項】

第2 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であつて、次のいずれかに該当、かつ、第1の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者としてすること。
 - ① 別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。【規則第7条の10第1項第1号】
 - ② 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長及び法第59条の4第1項の政令で定める市長（特別区長を含む。）（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとすること。

(1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいうこと。

(2) 実務経験の期間については、以下のとおりとすること。

① 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除くこと。

② 1のとおり、臨床研修を受けている期間を含むこと。

③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むこと。

3 1の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書（様式2号）の記載内容等を参考に判断すれば足りること。

なお、実務経験及び1の①又は②の要件を満たしていれば小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断して差し支えないこと。

4 1の「小慢指定医育成研修」については、法制度やこれに関する実務を踏まえて、実際には、都道府県、指定都市、中核市及び法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）を実施主体とし、必要に応じて小児慢性特定疾病に係る専門的な知見の提供等を可能とする都道府県医師会等に研修の実施を委託することができるものとする。

また、本研修については、受講者が小慢指定医の役割を十分に果たせるように次の①～⑦までに掲げる内容を盛り込んだものとする。

なお、⑦については、小慢指定医は、法第6条の2第2項第1号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関においてその職務に従事することが多いと考えられることから、研修に盛り込むものである。

① 小児慢性特定疾病の医療費助成制度、小児慢性特定疾病児童等のデータ登録についての理解を深める内容とする。

② 小慢指定医等の職務等を理解する内容とする。

③ 医療費助成制度における対象疾病とその状態の程度、診断基準、医療意見書等について理解する内容とする。

④ 小慢指定医が行うべき実務について知識を深め、実際に診断基準等に沿って適切に医療意見書に記入することなどを行う内容とする。

- ⑤ 必要な検査の実施や、診断が困難で、医療意見書を十分に記載できない場合に、適切な他の小慢指定医を紹介できるよう、小児慢性特定疾病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。
- ⑥ 小児慢性特定疾病として代表的な疾病の概要や診断基準、医療意見書、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して最新の知見に触れながら、診断や治療に当たっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ⑦ 指定医療機関療養担当規程の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」(様式1号)に、次の①～④に掲げる書類を添付して、主たる勤務地(当該医師が主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。)の都道府県知事等に提出すること。
ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を求めなくてもよいこと。

【規則第7条の11】

なお、指定申請書の記載事項である主たる勤務先の医療機関以外に勤務することのある医療機関については、申請を行おうとする者の可能な範囲で記載すること。

- ① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する「経歴書」(様式2号)
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

2 留意事項

- (1) 指定申請書に記載された個人情報については、小慢指定医の指定や規則第7条の17に規定する公表など、小慢指定医制度の運用のためにのみ利用することとし、個人情報保護に十分に留意すること。
- (2) 小慢指定医育成研修の修了後は、速やかに小慢指定医の指定申請を行うことが望ましいため、研修の機会等を活用して早期申請を促すこと。

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

(1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表すること。【規則第7条の17第1号】

- ① 医師氏名
- ② 診療に主に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 診療に主に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

(2) 指定通知書の記載事項については、以下の①～③のとおりとすること。

① 指定通知書に、次のとおり、別表2の都道府県番号2桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号と各都道府県等が定める任意の番号を組み合わせ、6桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認できるようにすること。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2桁 2桁 1桁 5桁
別表2の都道府県番号 指定医区分 都道府県等別番号 各都道府県等が定める任意の番号

② 小慢指定医の指定の有効期間は、5年以内とすること。【規則第7条の12】

(3) 各都道府県等において、指定をした指定医の名簿等を作成し管理すること。

(4) 小慢指定医の指定を受けた医師は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意するものとする。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとなること。

(5) 小慢指定医が指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは当該指定通知書を添付）を都道府県知事等に届け出るものとする。

2 小慢指定医の指定の申請の却下

- (1) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第7条の10に規定する要件（第2の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しないこと。

また、都道府県知事等は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第2の1①又は②）を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができること。

- (2) 都道府県知事等は、規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができること。

- (3) 都道府県知事等は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請を行った医師に交付すること。

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定指定医変更届出書」（様式4号）に指定通知書を添えて、その指定をした都道府県知事等に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた都道府県知事等は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付すること。

①氏名

②居住地

③連絡先

④医籍の登録番号及び登録年月日

⑤担当する診療科名

⑥主として医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

- (2) 都道府県知事等は、(1)の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表すること。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表すること。【規則第7条の17第2号】

第6 小慢指定医の指定の更新

- 1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」（様式5号）により、更新の申請を行うこと。
- 2 都道府県知事等は、申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、第4の1及び3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付すること。
- 3 第2の1の①の要件（専門医要件）で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてよいこと。

第7 小慢指定医の指定の辞退等

- 1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、指定を受けた都道府県知事等に、「辞退届」（様式7号）により届け出ること。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があること。【規則第7条の15】
- 2 1により、辞退の届出があったときは、都道府県知事等は、その旨を公表すること。【規則第7条の17第3号】

第8 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事等は、その指定を取り消すことができること。【規則第7条の16】
なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当するものとして取り扱ってよいこと。
- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を都道府

県知事等に返納するものとする。

- 3 都道府県知事等は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表すること。【第7条の17第4号】
- 4 都道府県知事等は、指定の取消しを行う前にあらかじめ、医療意見書の作成に係る診断等が適切に行われているかについて確認を行い、必要に応じて小慢指定医育成研修を改めて受講させるなど十分な指導等を行うこと。

第9 その他

本事務取扱要領に係る各種様式の例は別紙様式のとおりとするが、これは参考様式とすること。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本専門医機構	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門 医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医

認 定 機 関	専 門 医 の 資 格
日本専門医機構	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医
	消化器内視鏡専門医

別表 2

都 道 府 県 番 号

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北 海 道	0 1	石 川	1 7	岡 山	3 3
青 森	0 2	福 井	1 8	広 島	3 4
岩 手	0 3	山 梨	1 9	山 口	3 5
宮 城	0 4	長 野	2 0	徳 島	3 6
秋 田	0 5	岐 阜	2 1	香 川	3 7
山 形	0 6	静 岡	2 2	愛 媛	3 8
福 島	0 7	愛 知	2 3	高 知	3 9
茨 城	0 8	三 重	2 4	福 岡	4 0
栃 木	0 9	滋 賀	2 5	佐 賀	4 1
群 馬	1 0	京 都	2 6	長 崎	4 2
埼 玉	1 1	大 阪	2 7	熊 本	4 3
千 葉	1 2	兵 庫	2 8	大 分	4 4
東 京	1 3	奈 良	2 9	宮 崎	4 5
神 奈 川	1 4	和 歌 山	3 0	鹿 児 島	4 6
新 潟	1 5	鳥 取	3 1	沖 縄	4 7
富 山	1 6	島 根	3 2		

(参考)

都道府県番号（2桁）	指定区分（2桁）	管理番号（6桁）
1～47	01 専門医 02 研修	最初1桁 都道府県等別 後5桁 管理用番号1～99999

自治体名	都道府県 番号	指定区分	管理番号
北海道	01	01 or 02	1 00001～99999
札幌市	01	01 or 02	2 00001～99999
旭川市	01	01 or 02	3 00001～99999
函館市	01	01 or 02	4 00001～99999
青森県	02	01 or 02	1 00001～99999
青森市	02	01 or 02	2 00001～99999
八戸市	02	01 or 02	3 00001～99999
岩手県	03	01 or 02	1 00001～99999
盛岡市	03	01 or 02	2 00001～99999
宮城県	04	01 or 02	1 00001～99999
仙台市	04	01 or 02	2 00001～99999
秋田県	05	01 or 02	1 00001～99999
秋田市	05	01 or 02	2 00001～99999
山形県	06	01 or 02	1 00001～99999
山形市	06	01 or 02	2 00001～99999
福島県	07	01 or 02	1 00001～99999
郡山市	07	01 or 02	2 00001～99999
いわき市	07	01 or 02	3 00001～99999
福島市	07	01 or 02	4 00001～99999
茨城県	08	01 or 02	1 00001～99999
水戸市	08	01 or 02	2 00001～99999
栃木県	09	01 or 02	1 00001～99999
宇都宮市	09	01 or 02	2 00001～99999
群馬県	10	01 or 02	1 00001～99999
前橋市	10	01 or 02	2 00001～99999
高崎市	10	01 or 02	3 00001～99999
埼玉県	11	01 or 02	1 00001～99999
さいたま市	11	01 or 02	2 00001～99999

川越市	11	01 or 02	3	00001～99999
越谷市	11	01 or 02	4	00001～99999
川口市	11	01 or 02	5	00001～99999
千葉県	12	01 or 02	1	00001～99999
千葉市	12	01 or 02	2	00001～99999
船橋市	12	01 or 02	3	00001～99999
柏市	12	01 or 02	4	00001～99999
東京都	13	01 or 02	1	00001～99999
八王子市	13	01 or 02	2	00001～99999
世田谷区	13	01 or 02	3	00001～99999
江戸川区	13	01 or 02	4	00001～99999
荒川区	13	01 or 02	5	00001～99999
港区	13	01 or 02	6	00001～99999
中野区	13	01 or 02	7	00001～99999
板橋区	13	01 or 02	8	00001～99999
神奈川県	14	01 or 02	1	00001～99999
横浜市	14	01 or 02	2	00001～99999
川崎市	14	01 or 02	3	00001～99999
相模原市	14	01 or 02	4	00001～99999
横須賀市	14	01 or 02	5	00001～99999
新潟県	15	01 or 02	1	00001～99999
新潟市	15	01 or 02	2	00001～99999
富山県	16	01 or 02	1	00001～99999
富山市	16	01 or 02	2	00001～99999
石川県	17	01 or 02	1	00001～99999
金沢市	17	01 or 02	2	00001～99999
福井県	18	01 or 02	1	00001～99999
福井市	18	01 or 02	2	00001～99999
山梨県	19	01 or 02	1	00001～99999
甲府市	19	01 or 02	2	00001～99999
長野県	20	01 or 02	1	00001～99999
長野市	20	01 or 02	2	00001～99999
松本市	20	01 or 02	3	00001～99999
岐阜県	21	01 or 02	1	00001～99999
岐阜市	21	01 or 02	2	00001～99999

静岡県	22	01 or 02	1	00001～99999
静岡市	22	01 or 02	2	00001～99999
浜松市	22	01 or 02	3	00001～99999
愛知県	23	01 or 02	1	00001～99999
名古屋市	23	01 or 02	2	00001～99999
豊田市	23	01 or 02	3	00001～99999
豊橋市	23	01 or 02	4	00001～99999
岡崎市	23	01 or 02	5	00001～99999
一宮市	23	01 or 02	6	00001～99999
三重県	24	01 or 02	1	00001～99999
滋賀県	25	01 or 02	1	00001～99999
大津市	25	01 or 02	2	00001～99999
京都府	26	01 or 02	1	00001～99999
京都市	26	01 or 02	2	00001～99999
大阪府	27	01 or 02	1	00001～99999
大阪市	27	01 or 02	2	00001～99999
堺市	27	01 or 02	3	00001～99999
高槻市	27	01 or 02	4	00001～99999
東大阪市	27	01 or 02	5	00001～99999
豊中市	27	01 or 02	6	00001～99999
枚方市	27	01 or 02	7	00001～99999
八尾市	27	01 or 02	8	00001～99999
寝屋川市	27	01 or 02	9	00001～99999
吹田市	27	01 or 02	0	00001～99999
兵庫県	28	01 or 02	1	00001～99999
神戸市	28	01 or 02	2	00001～99999
姫路市	28	01 or 02	3	00001～99999
西宮市	28	01 or 02	4	00001～99999
尼崎市	28	01 or 02	5	00001～99999
明石市	28	01 or 02	6	00001～99999
奈良県	29	01 or 02	1	00001～99999
奈良市	29	01 or 02	2	00001～99999
和歌山県	30	01 or 02	1	00001～99999
和歌山市	30	01 or 02	2	00001～99999
鳥取県	31	01 or 02	1	00001～99999

鳥取市	31	01 or 02	2	00001～99999
島根県	32	01 or 02	1	00001～99999
松江市	32	01 or 02	2	00001～99999
岡山県	33	01 or 02	1	00001～99999
岡山市	33	01 or 02	2	00001～99999
倉敷市	33	01 or 02	3	00001～99999
広島県	34	01 or 02	1	00001～99999
広島市	34	01 or 02	2	00001～99999
福山市	34	01 or 02	3	00001～99999
呉市	34	01 or 02	4	00001～99999
山口県	35	01 or 02	1	00001～99999
下関市	35	01 or 02	2	00001～99999
徳島県	36	01 or 02	1	00001～99999
香川県	37	01 or 02	1	00001～99999
高松市	37	01 or 02	2	00001～99999
愛媛県	38	01 or 02	1	00001～99999
松山市	38	01 or 02	2	00001～99999
高知県	39	01 or 02	1	00001～99999
高知市	39	01 or 02	2	00001～99999
福岡県	40	01 or 02	1	00001～99999
北九州市	40	01 or 02	2	00001～99999
福岡市	40	01 or 02	3	00001～99999
久留米市	40	01 or 02	4	00001～99999
佐賀県	41	01 or 02	1	00001～99999
長崎県	42	01 or 02	1	00001～99999
長崎市	42	01 or 02	2	00001～99999
佐世保市	42	01 or 02	3	00001～99999
熊本県	43	01 or 02	1	00001～99999
熊本市	43	01 or 02	2	00001～99999
大分県	44	01 or 02	1	00001～99999
大分市	44	01 or 02	2	00001～99999
宮崎県	45	01 or 02	1	00001～99999
宮崎市	45	01 or 02	2	00001～99999
鹿児島県	46	01 or 02	1	00001～99999
鹿児島市	46	01 or 02	2	00001～99999

沖縄県	47	01 or 02	1	00001～99999
那覇市	47	01 or 02	2	00001～99999

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 指 定 申 請 書

年 月 日

知事（市区長） 殿

氏 名

〒
住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の11の規定に基づき申請します。

生 年 月 日		年 月 日			
医籍登録番号			医 籍 登録年月日	年 月 日	
い① ず又 れは か② をの 記載	①	専門医の 名 称		専門医の 認定機関	年 月 日迄
	②	研 修 の 名 称		研 修 了 日	年 月 日
※上記の①又は②の欄は、専門医要件で申請を希望する場合には①を記載、研修修了要件で申請を希望する場合には②を記載してください。					
主 たる 勤 務 先 の 医 療 機 関 (※)	医 療 機 関 名				
	所 在 地		〒		
	電 話 番 号				
	担 当 す る 診 療 科				

※小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関について記載してください。

添付書類

1. 経歴書（様式2号）
2. 医師免許証の写し
3. 専門医に認定されていることを証明する書面の写し又は指定医育成研修の修了を証明する書面の写し

（裏面に続く）

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

経歴書

※5年以上の診断又は治療に従事した経験（臨床研修期間を含む。）があることが分かれば、全ての経歴を記載する必要はありません。

年 月 日現在

知事（市区長） 殿			生 年 月 日
氏 名			年 月 日
診断又は治療に従事した期間	従事した診療科	従 事 し た 医 療 機 関 名	
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
自 年 月			
至 年 月			
合 計 期 間		計 年 か月	

番 号
年 月 日

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 指 定 通 知 書
(新 規 ・ 更 新)

殿

知事（市区長） 印

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医として、〇〇年〇〇月〇〇日付けの申請に基づき
指定しましたので通知します。

氏 名		指定医番号		
医 籍 登録番号		医 籍 登録年月日	年 月 日	
医療意見書を作成 する主たる 勤務先の 医療機関名			担 当 す る 診 療 科	
医 療 機 関 の 所 在 地				
指定有効期間				

（備考）

1. 指定から5年ごとに更新申請が必要となります。
2. 上記の記載事項及び連絡先（住所及び電話番号）に変更があった場合は、変更の届出が必要になります。

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 変 更 届 出 書

年 月 日

知事（市区長） 殿

指定医番号

氏 名

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、以下の事項について変更があったため児童福祉法施行規則第7条の14に基づき届け出ます。

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連 絡 先	〒 (電話番号)	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	年 月 日	
	☐	主 勤 医 た 務 療 る 先 機 関	医療機関名	
			所 在 地	〒
			電 話 番 号	
			担 当 す る 診 療 科	

上記の変更のあった年月日 年 月 日

(備考)

1. 変更のない事項については記載不要。
2. 医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合は、医師免許証の写しを添付
(裏面に続く)

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関の変更等

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

小 児 慢 性 特 定 疾 病 指 定 医 更 新 申 請 書

年 月 日

知事（市区長） 殿

指定医番号

氏 名

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について更新したいので、児童福祉法施行規則第7条の12の規定に基づき申請します。

変更のある事項にチェックし、変更後の内容を記載	☐	氏 名		
	☐	連 絡 先	〒	
	☐	医籍登録番号		
	☐	医籍登録年月日	年 月 日	
	☐	主 勤 医 た 務 療 る 先 機 関	医療機関名	
			所 在 地	〒
			電 話 番 号	
			担 当 す る 診 療 科	

添付書類

1. 小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写し

（裏面に続く）

(裏面)

○ 主たる勤務先以外に勤務をすることのある医療機関の変更等

1	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
2	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
4	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
5	医療機関名	
	所在地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	

様式 6 号

辞 退 届

年 月 日

知事（市区長） 殿

指定医番号

氏 名

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定について、児童福祉法施行規則第7条の15の規定に基づき指定を辞退します。

辞 退 理 由	
---------	--

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 17 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局難病対策課

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者
番号の設定について」の一部改正について

平素より厚生労働行政につきまして種々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）に係る公費負担者番号の設定については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」（平成 26 年 11 月 20 日付け雇児母発 1120 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により通知しているところですが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日（板橋区については令和 4 年 7 月 1 日）より適用することとなりました。

また、児童福祉法施行令の一部改正に伴い、東京都が行っている上記給付については令和 4 年 4 月 1 日より中野区が、令和 4 年 7 月 1 日より板橋区が実施することとなります。

つきましては、同区の公費負担者番号を新たに設定し、別添のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知いたしましたので、この件につき御了知の上、関係機関に御周知下さいますようお願い申し上げます。

健 難 発 0317 第 2 号
令 和 4 年 3 月 17 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中		核	市
児童相談所設置市			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課長
(公 印 省 略)

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）に係る公費負担者番号の設定については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」（平成 26 年 11 月 20 日付け雇児母発 1120 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により通知しているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日（板橋区については令和 4 年 7 月 1 日）より適用とすることとしたので、御了知の上、関係機関への周知を図られたい。

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について 一部改正 新旧対照表

変更箇所は下線部

新	旧
小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について 今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）により、小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）については、公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、平成27年1月1日から施行となる。 これに伴い、小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、下記のとおりとするので、これに基づき適切に取り扱われたい。 ただし、平成26年12月31日までに行われた改正前の児童福祉法（昭和22年第164号。<u>以下「法」という。</u>）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）による医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 記 1 公費負担者番号等の設定方法 （1）（2）（略） （3）実施機関番号③ （ア）原則 都道府県、指定都市、中核市及び<u>法</u>第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）の実施機関番号については、下記（イ）に記載する者を除き、800番台の実施機関番号（別添1）とすること。 （イ）例外 次のa）～d）に掲げる者については700番台の実施機関	小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について 今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）により、小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）については、公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、平成27年1月1日から施行となる。 これに伴い、小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、下記のとおりとするので、これに基づき適切に取り扱われたい。 ただし、平成26年12月31日までに行われた改正前の児童福祉法（昭和22年第164号）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）による医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 記 1 公費負担者番号等の設定方法 （1）（2）（略） （3）実施機関番号③ （ア）原則 都道府県、指定都市、中核市及び<u>児童福祉法</u>第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）の実施機関番号については、下記（イ）に記載する者を除き、800番台の実施機関番号（別添1）とすること。 （イ）例外 次のa）～d）に掲げる者については700番台の実施機関

新	旧
番号（別添 2）とすること。 a) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であって、医療保険各法の被保険者及び被扶養者以外である場合の医療費支給認定保護者<u>又は医療費支給認定患者（以下「医療費支給認定保護者等」という。）</u> b) 支給認定世帯の世帯員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者<u>等</u> c) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第 19 条の 2 第 2 項第 2 号の厚生労働大臣が定める額（平成 26 年厚生労働省告示第 463 号）第 2 号ニに規定する医療費支給認定保護者<u>等</u>（生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であって、かつ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 2 項に規定する食事療養費標準負担額の 2 分の 1 の額を負担することとしたならば生活保護法第 2 条に規定する保護を必要とする状態となるものであって食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者） d) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 4 号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者<u>等</u> （4）（5）（略）	番号（別添 2）とすること。 a) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であって、医療保険各法の被保険者及び被扶養者以外である場合の医療費支給認定保護者 b) 支給認定世帯の世帯員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者 c) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第 19 条の 2 第 2 項第 2 号の厚生労働大臣が定める額（平成 26 年厚生労働省告示第 463 号）第 2 号ニに規定する医療費支給認定保護者（生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者であって、かつ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 85 条第 2 項に規定する食事療養費標準負担額の 2 分の 1 の額を負担することとしたならば生活保護法第 2 条に規定する保護を必要とする状態となるものであって食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者） d) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者（平成 26 年厚生労働省告示第 462 号）第 4 号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者 （4）（5）（略）

新										旧									
(別添1) 実施機関番号③の(ア)に該当する者										(別添1) 実施機関番号③の(ア)に該当する者									
	実施機関名	公費負担者番号									実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号				法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
13	(略)									13	(略)								
	東京都	5	2	1	3	8	0	1	3		東京都	5	2	1	3	8	0	1	3
	八王子市	5	2	1	3	8	0	2	1		八王子市	5	2	1	3	8	0	2	1
	世田谷区	5	2	1	3	8	0	3	9		世田谷区	5	2	1	3	8	0	3	9
	江戸川区	5	2	1	3	8	0	4	7		江戸川区	5	2	1	3	8	0	4	7
	荒川区	5	2	1	3	8	0	5	4		荒川区	5	2	1	3	8	0	5	4
	港区	5	2	1	3	8	0	6	2		港区	5	2	1	3	8	0	6	2
	中野区	5	2	1	3	8	0	7	0		(新設)								
板橋区	5	2	1	3	8	0	8	8	(新設)										
	(略)										(略)								

(別添2) 実施機関番号③の(イ)に該当する者										(別添2) 実施機関番号③の(イ)に該当する者									
	実施機関名	公費負担者番号									実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号				法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
13	(略)									13	(略)								
	東京都	5	2	1	3	7	0	1	5		東京都	5	2	1	3	7	0	1	5
	八王子市	5	2	1	3	7	0	2	3		八王子市	5	2	1	3	7	0	2	3
	世田谷区	5	2	1	3	7	0	3	1		世田谷区	5	2	1	3	7	0	3	1
	江戸川区	5	2	1	3	7	0	4	9		江戸川区	5	2	1	3	7	0	4	9
	荒川区	5	2	1	3	7	0	5	6		荒川区	5	2	1	3	7	0	5	6
	港区	5	2	1	3	7	0	6	4		港区	5	2	1	3	7	0	6	4
	中野区	5	2	1	3	7	0	7	2		(新設)								
板橋区	5	2	1	3	7	0	8	0	(新設)										
	(略)										(略)								

雇児母発1120第 1 号
平成 26 年 11 月 20 日
[改正経過]

第 1 次改正	平成27年 1 月 30 日	雇児母発0130第 1 号
第 2 次改正	平成28年 3 月 31 日	健難発0331第 3 号
第 3 次改正	平成28年12月13日	健難発1213第 1 号
第 4 次改正	平成29年12月21日	健難発1221第 1 号
第 5 次改正	平成31年 3 月 5 日	健難発0305第 2 号
第 6 次改正	平成31年 4 月 22 日	健難発0422第 2 号
第 7 次改正	令和 2 年 3 月 4 日	健難発0304第 2 号
第 8 次改正	令和 3 年 3 月 10 日	健難発0310第 1 号
第 9 次改正	令和 4 年 3 月 17 日	健難発0317第 2 号

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市 } 母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について

今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）により、小児慢性特定疾病医療支援の給付（小児慢性特定疾病医療費）については、公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、平成27年 1 月 1 日から施行となる。

これに伴い、小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、下記のとおりとするので、これに基づき適切に取り扱われたい。

ただし、平成26年12月31日までに行われた改正前の児童福祉法（昭和22年第164号。以下「法」という。）第21条の 5 の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）による医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

1 公費負担者番号等の設定方法

公費負担者番号	①		②		③		④
公費負担者医療の受給者番号	⑤					④	

(1) 法別番号①(2桁)

小児慢性特定疾病医療支援の法別番号は「52」とすること。

(2) 都道府県番号②(2桁)

「保険者番号等の設定について（昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号）」の別表2の都道府県番号表の「01」から「47」までの番号とすること。（総務省採用の都道府県番号と同様）

(3) 実施機関番号③(3桁)

(ア) 原則

都道府県、指定都市、中核市及び法第59条の4第1項の政令で定める市（特別区を含む。）の実施機関番号については、下記（イ）に記載する者を除き、800番台の実施機関番号（別添1）とすること。

(イ) 例外

次のa)～d)に掲げる者については700番台の実施機関番号（別添2）とすること。

- a) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であって、医療保険各法の被保険者及び被扶養者以外である場合の医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（以下「医療費支給認定保護者等」という。）
- b) 支給認定世帯の世帯員が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者等
- c) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第19条の2第2項第2号の厚生労働大臣が定める額（平成26年厚生労働省告示第463号）第2号ニに規定する医療費支給認定保護者等（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養費標準負担額の2分の1の額を負担することとしたならば生活保護法第2条に規定する保護を必要とする状態となるものであって食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者）
- d) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者（平成26年厚生労働省告示第462号）第4号に規定する血友

病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定
保護者等

(4) 検証番号④(1桁)

次の方式により算定すること。

ア 実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例)

法 別	都道府県	実施機関
番 号	番 号	番 号
5 2	0 1	7 0 1
× ×	× ×	× × ×
2 1	2 1	2 1 2
$(1 + 0) + 2 + 0 + 1 + (1 + 4) + 0 + 2 = 11$		
$10 - 1 = \boxed{9} \cdots \text{検証番号}$		

(5) 受給者番号⑤(7桁)

ア 受給者番号は、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の番号とすること。

イ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

(別添 1) 実施機関番号③の (ア) に該当する者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	8	0	1	7
	札幌市	5	2	0	1	8	0	2	5
	旭川市	5	2	0	1	8	0	3	3
	函館市	5	2	0	1	8	0	4	1
2	青森県	5	2	0	2	8	0	1	6
	青森市	5	2	0	2	8	0	2	4
	八戸市	5	2	0	2	8	0	3	2
3	岩手県	5	2	0	3	8	0	1	5
	盛岡市	5	2	0	3	8	0	2	3
4	宮城県	5	2	0	4	8	0	1	4
	仙台市	5	2	0	4	8	0	2	2
5	秋田県	5	2	0	5	8	0	1	3
	秋田市	5	2	0	5	8	0	2	1
6	山形県	5	2	0	6	8	0	1	2
	山形市	5	2	0	6	8	0	2	0
7	福島県	5	2	0	7	8	0	1	1
	郡山市	5	2	0	7	8	0	2	9
	いわき市	5	2	0	7	8	0	3	7
	福島市	5	2	0	7	8	0	4	5
8	茨城県	5	2	0	8	8	0	1	0
	水戸市	5	2	0	8	8	0	2	8
9	栃木県	5	2	0	9	8	0	1	9
	宇都宮市	5	2	0	9	8	0	2	7
10	群馬県	5	2	1	0	8	0	1	6
	前橋市	5	2	1	0	8	0	2	4
	高崎市	5	2	1	0	8	0	3	2
11	埼玉県	5	2	1	1	8	0	1	5
	さいたま市	5	2	1	1	8	0	2	3
	川越市	5	2	1	1	8	0	3	1
	越谷市	5	2	1	1	8	0	4	9
	川口市	5	2	1	1	8	0	5	6
12	千葉県	5	2	1	2	8	0	1	4
	千葉市	5	2	1	2	8	0	2	2
	船橋市	5	2	1	2	8	0	3	0
	柏市	5	2	1	2	8	0	4	8
13	東京都	5	2	1	3	8	0	1	3
	八王子市	5	2	1	3	8	0	2	1
	世田谷区	5	2	1	3	8	0	3	9
	江戸川区	5	2	1	3	8	0	4	7
	荒川区	5	2	1	3	8	0	5	4
	港区	5	2	1	3	8	0	6	2
	中野区	5	2	1	3	8	0	7	0
	板橋区	5	2	1	3	8	0	8	8

14	神奈川県	5	2	1	4	8	0	1	2
	横浜市	5	2	1	4	8	0	2	0
	川崎市	5	2	1	4	8	0	3	8
	相模原市	5	2	1	4	8	0	4	6
	横須賀市	5	2	1	4	8	0	5	3
15	新潟県	5	2	1	5	8	0	1	1
	新潟市	5	2	1	5	8	0	2	9
16	富山県	5	2	1	6	8	0	1	0
	富山市	5	2	1	6	8	0	2	8
17	石川県	5	2	1	7	8	0	1	9
	金沢市	5	2	1	7	8	0	2	7
18	福井県	5	2	1	8	8	0	1	8
	福井市	5	2	1	8	8	0	2	6
19	山梨県	5	2	1	9	8	0	1	7
	甲府市	5	2	1	9	8	0	2	5
20	長野県	5	2	2	0	8	0	1	4
	長野市	5	2	2	0	8	0	2	2
	松本市	5	2	2	0	8	0	3	0
21	岐阜県	5	2	2	1	8	0	1	3
	岐阜市	5	2	2	1	8	0	2	1
22	静岡県	5	2	2	2	8	0	1	2
	静岡市	5	2	2	2	8	0	2	0
	浜松市	5	2	2	2	8	0	3	8
23	愛知県	5	2	2	3	8	0	1	1
	名古屋市	5	2	2	3	8	0	2	9
	豊田市	5	2	2	3	8	0	3	7
	豊橋市	5	2	2	3	8	0	4	5
	岡崎市	5	2	2	3	8	0	5	2
	一宮市	5	2	2	3	8	0	6	0
24	三重県	5	2	2	4	8	0	1	0
25	滋賀県	5	2	2	5	8	0	1	9
	大津市	5	2	2	5	8	0	2	7
26	京都府	5	2	2	6	8	0	1	8
	京都市	5	2	2	6	8	0	2	6
27	大阪府	5	2	2	7	8	0	1	7
	大阪市	5	2	2	7	8	0	2	5
	堺市	5	2	2	7	8	0	3	3
	高槻市	5	2	2	7	8	0	4	1
	東大阪市	5	2	2	7	8	0	5	8
	豊中市	5	2	2	7	8	0	6	6
	枚方市	5	2	2	7	8	0	7	4
	八尾市	5	2	2	7	8	0	8	2
	寝屋川市	5	2	2	7	8	0	9	0
	吹田市	5	2	2	7	8	1	0	8
28	兵庫県	5	2	2	8	8	0	1	6
	神戸市	5	2	2	8	8	0	2	4
	姫路市	5	2	2	8	8	0	3	2
	西宮市	5	2	2	8	8	0	4	0
	尼崎市	5	2	2	8	8	0	5	7
	明石市	5	2	2	8	8	0	6	5

29	奈良県	5	2	2	9	8	0	1	5
	奈良市	5	2	2	9	8	0	2	3
30	和歌山県	5	2	3	0	8	0	1	2
	和歌山市	5	2	3	0	8	0	2	0
31	鳥取県	5	2	3	1	8	0	1	1
	鳥取市	5	2	3	1	8	0	2	9
32	島根県	5	2	3	2	8	0	1	0
	松江市	5	2	3	2	8	0	2	8
33	岡山県	5	2	3	3	8	0	1	9
	岡山市	5	2	3	3	8	0	2	7
	倉敷市	5	2	3	3	8	0	3	5
34	広島県	5	2	3	4	8	0	1	8
	広島市	5	2	3	4	8	0	2	6
	福山市	5	2	3	4	8	0	3	4
	呉市	5	2	3	4	8	0	4	2
35	山口県	5	2	3	5	8	0	1	7
	下関市	5	2	3	5	8	0	2	5
36	徳島県	5	2	3	6	8	0	1	6
37	香川県	5	2	3	7	8	0	1	5
	高松市	5	2	3	7	8	0	2	3
38	愛媛県	5	2	3	8	8	0	1	4
	松山市	5	2	3	8	8	0	2	2
39	高知県	5	2	3	9	8	0	1	3
	高知市	5	2	3	9	8	0	2	1
40	福岡県	5	2	4	0	8	0	1	0
	北九州市	5	2	4	0	8	0	2	8
	福岡市	5	2	4	0	8	0	3	6
	久留米市	5	2	4	0	8	0	4	4
41	佐賀県	5	2	4	1	8	0	1	9
42	長崎県	5	2	4	2	8	0	1	8
	長崎市	5	2	4	2	8	0	2	6
	佐世保市	5	2	4	2	8	0	3	4
43	熊本県	5	2	4	3	8	0	1	7
	熊本市	5	2	4	3	8	0	2	5
44	大分県	5	2	4	4	8	0	1	6
	大分市	5	2	4	4	8	0	2	4
45	宮崎県	5	2	4	5	8	0	1	5
	宮崎市	5	2	4	5	8	0	2	3
46	鹿児島県	5	2	4	6	8	0	1	4
	鹿児島市	5	2	4	6	8	0	2	2
47	沖縄県	5	2	4	7	8	0	1	3
	那覇市	5	2	4	7	8	0	2	1

(別添2) 実施機関番号③の(イ)に該当する者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	7	0	1	9
	札幌市	5	2	0	1	7	0	2	7
	旭川市	5	2	0	1	7	0	3	5
	函館市	5	2	0	1	7	0	4	3
2	青森県	5	2	0	2	7	0	1	8
	青森市	5	2	0	2	7	0	2	6
	八戸市	5	2	0	2	7	0	3	4
3	岩手県	5	2	0	3	7	0	1	7
	盛岡市	5	2	0	3	7	0	2	5
4	宮城県	5	2	0	4	7	0	1	6
	仙台市	5	2	0	4	7	0	2	4
5	秋田県	5	2	0	5	7	0	1	5
	秋田市	5	2	0	5	7	0	2	3
6	山形県	5	2	0	6	7	0	1	4
	山形市	5	2	0	6	7	0	2	2
7	福島県	5	2	0	7	7	0	1	3
	郡山市	5	2	0	7	7	0	2	1
	いわき市	5	2	0	7	7	0	3	9
	福島市	5	2	0	7	7	0	4	7
8	茨城県	5	2	0	8	7	0	1	2
	水戸市	5	2	0	8	7	0	2	0
9	栃木県	5	2	0	9	7	0	1	1
	宇都宮市	5	2	0	9	7	0	2	9
10	群馬県	5	2	1	0	7	0	1	8
	前橋市	5	2	1	0	7	0	2	6
	高崎市	5	2	1	0	7	0	3	4
11	埼玉県	5	2	1	1	7	0	1	7
	さいたま市	5	2	1	1	7	0	2	5
	川越市	5	2	1	1	7	0	3	3
	越谷市	5	2	1	1	7	0	4	1
	川口市	5	2	1	1	7	0	5	8
12	千葉県	5	2	1	2	7	0	1	6
	千葉市	5	2	1	2	7	0	2	4
	船橋市	5	2	1	2	7	0	3	2
	柏市	5	2	1	2	7	0	4	0
13	東京都	5	2	1	3	7	0	1	5
	八王子市	5	2	1	3	7	0	2	3
	世田谷区	5	2	1	3	7	0	3	1
	江戸川区	5	2	1	3	7	0	4	9
	荒川区	5	2	1	3	7	0	5	6
	港区	5	2	1	3	7	0	6	4
	中野区	5	2	1	3	7	0	7	2
	板橋区	5	2	1	3	7	0	8	0

14	神奈川県	5	2	1	4	7	0	1	4
	横浜市	5	2	1	4	7	0	2	2
	川崎市	5	2	1	4	7	0	3	0
	相模原市	5	2	1	4	7	0	4	8
	横須賀市	5	2	1	4	7	0	5	5
15	新潟県	5	2	1	5	7	0	1	3
	新潟市	5	2	1	5	7	0	2	1
16	富山県	5	2	1	6	7	0	1	2
	富山市	5	2	1	6	7	0	2	0
17	石川県	5	2	1	7	7	0	1	1
	金沢市	5	2	1	7	7	0	2	9
18	福井県	5	2	1	8	7	0	1	0
	福井市	5	2	1	8	7	0	2	8
19	山梨県	5	2	1	9	7	0	1	9
	甲府市	5	2	1	9	7	0	2	7
20	長野県	5	2	2	0	7	0	1	6
	長野市	5	2	2	0	7	0	2	4
	松本市	5	2	2	0	7	0	3	2
21	岐阜県	5	2	2	1	7	0	1	5
	岐阜市	5	2	2	1	7	0	2	3
22	静岡県	5	2	2	2	7	0	1	4
	静岡市	5	2	2	2	7	0	2	2
	浜松市	5	2	2	2	7	0	3	0
23	愛知県	5	2	2	3	7	0	1	3
	名古屋市	5	2	2	3	7	0	2	1
	豊田市	5	2	2	3	7	0	3	9
	豊橋市	5	2	2	3	7	0	4	7
	岡崎市	5	2	2	3	7	0	5	4
	一宮市	5	2	2	3	7	0	6	2
24	三重県	5	2	2	4	7	0	1	2
25	滋賀県	5	2	2	5	7	0	1	1
	大津市	5	2	2	5	7	0	2	9
26	京都府	5	2	2	6	7	0	1	0
	京都市	5	2	2	6	7	0	2	8
27	大阪府	5	2	2	7	7	0	1	9
	大阪市	5	2	2	7	7	0	2	7
	堺市	5	2	2	7	7	0	3	5
	高槻市	5	2	2	7	7	0	4	3
	東大阪市	5	2	2	7	7	0	5	0
	豊中市	5	2	2	7	7	0	6	8
	枚方市	5	2	2	7	7	0	7	6
	八尾市	5	2	2	7	7	0	8	4
	寝屋川市	5	2	2	7	7	0	9	2
	吹田市	5	2	2	7	7	1	0	0
28	兵庫県	5	2	2	8	7	0	1	8
	神戸市	5	2	2	8	7	0	2	6
	姫路市	5	2	2	8	7	0	3	4
	西宮市	5	2	2	8	7	0	4	2
	尼崎市	5	2	2	8	7	0	5	9
	明石市	5	2	2	8	7	0	6	7

29	奈良県	5	2	2	9	7	0	1	7
	奈良市	5	2	2	9	7	0	2	5
30	和歌山県	5	2	3	0	7	0	1	4
	和歌山市	5	2	3	0	7	0	2	2
31	鳥取県	5	2	3	1	7	0	1	3
	鳥取市	5	2	3	1	7	0	2	1
32	島根県	5	2	3	2	7	0	1	2
	松江市	5	2	3	2	7	0	2	0
33	岡山県	5	2	3	3	7	0	1	1
	岡山市	5	2	3	3	7	0	2	9
	倉敷市	5	2	3	3	7	0	3	7
34	広島県	5	2	3	4	7	0	1	0
	広島市	5	2	3	4	7	0	2	8
	福山市	5	2	3	4	7	0	3	6
	呉市	5	2	3	4	7	0	4	4
35	山口県	5	2	3	5	7	0	1	9
	下関市	5	2	3	5	7	0	2	7
36	徳島県	5	2	3	6	7	0	1	8
37	香川県	5	2	3	7	7	0	1	7
	高松市	5	2	3	7	7	0	2	5
38	愛媛県	5	2	3	8	7	0	1	6
	松山市	5	2	3	8	7	0	2	4
39	高知県	5	2	3	9	7	0	1	5
	高知市	5	2	3	9	7	0	2	3
40	福岡県	5	2	4	0	7	0	1	2
	北九州市	5	2	4	0	7	0	2	0
	福岡市	5	2	4	0	7	0	3	8
	久留米市	5	2	4	0	7	0	4	6
41	佐賀県	5	2	4	1	7	0	1	1
42	長崎県	5	2	4	2	7	0	1	0
	長崎市	5	2	4	2	7	0	2	8
	佐世保市	5	2	4	2	7	0	3	6
43	熊本県	5	2	4	3	7	0	1	9
	熊本市	5	2	4	3	7	0	2	7
44	大分県	5	2	4	4	7	0	1	8
	大分市	5	2	4	4	7	0	2	6
45	宮崎県	5	2	4	5	7	0	1	7
	宮崎市	5	2	4	5	7	0	2	5
46	鹿児島県	5	2	4	6	7	0	1	6
	鹿児島市	5	2	4	6	7	0	2	4
47	沖縄県	5	2	4	7	7	0	1	5
	那覇市	5	2	4	7	7	0	2	3